

平成27年第3回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成27年9月28日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 7 9番 秋山和男君（P103～P113）

No. 8 13番 佐藤富男君（P114～P135）

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川 博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福 祉 課 長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農 政 課 長	東宮清章君
建 設 課 長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局 長	近藤伸男君
代表監査委員	居川孝男君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

9月24日、7番藤田節夫君の一般質問において要求のあった資料をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。

質問は、会議規則第63条準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、議会運営確認事項により、答弁も含め約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第7、9番秋山和男君の一般質問を許します。9番秋山和男君。

◇9番 秋山和男君

1. 空き家対策について
2. 台上の開発について
3. 環境保全について

○9番（秋山和男君） 皆さん、どうもおはようございます。

9番、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回の村議会議員選挙に伴い村内一周を回り、また、そんな中で、村内各所で空き家が大変目につきました。そんな空き家の隣で、一生懸命草をとったり、境界からはみ出した枝を払っている姿がありました。大変ですねと尋ねたところ、何とかしてくださいと、そういったことでございました。

そんな中で、福島県によると、県内の空き家は、2013年、平成25年10月現在では9万24戸あり、空き家率は11.7%に上るそうでございます。また、県では火災発生事例があるとのことでございます。西郷村の空き家率はどのようになっているか、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） 9番秋山議員のご質問の空き家対策について、西郷村の空き家率についてはどうなっているのかにつきましてお答えをいたします。

現在、村におきましては、空き家種類別戸数、それから、特定空き家などの実数につきましては把握をしておりません。それから、空き家の火災発生事例につきましては、消防のほうに確認をいたしましたところ、ここ数年は発生しておりませんとのことでございました。

村の空き家率につきましては、平成27年、今年の7月に、総務省の統計局の平成25年住宅土地統計調査が公表されております。それによりますと、空き家数が

1,000戸あります。総住宅数が7,180戸でございますので、空き家率は13.9%となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君の再質問を許します。

○9番（秋山和男君） 次に、2点目といたしまして、空き家に対する対応についてお伺いいたします。

現在、村内各所において除染が実施されていますが、空き家に対して、どのように実施しているのかをお示してください。また、あわせて、実施件数等をご存じであればお示してください。

次に、空き家に対する草刈りや枝打ちなど苦情があると思いますが、どのように対応しているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

村内各所の除染でございますが、放射能対策課のほうに確認したところ、現在、除染につきましては、家屋の所有者に対しまして同意をとり、除染を実施している状況でございます。空き家か否かの統計については、とってはおりません。除染全体としての漏れがないようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、草刈りや枝払いにつきましては、苦情などが寄せられれば、その都度、所有者に対しまして、村から注意喚起などを行っているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） それでは、再質問をいたします。

現状については理解いたしました。今後、西郷村も少子高齢化社会に入っていくと予想されております。この高齢化に伴う空き家につきましても、確実に増えていくのではないかと考えております。村民の声から、そういった内容が聞こえてまいります。

そこでお伺いします。村は今後、どのような空き家対策等を行っていくのかお示してください。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

今後の空き家の所在の把握、それから所有者の特定及び意向の調査、空き家等の所有者などに関する情報を把握する手段などを検討いたしまして、実態把握を行う予定でございます。

次に、協議会の設置、それから相談体制の整備、空き家などに関するデータベースの構築などの検討を行った上で、空き家対策計画の策定をしております。

空き家対策の内容につきましては、空き家等の活用の促進、それから、空き家等に

関する対策に必要な財政上、税制上の措置を盛り込む予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 次に移ります。次に、3点目といたしまして、税金の納入状況はどのようになっているかお伺いいたします。

今までの答弁を聞いていますと、個人所有の財産であるため、村では手をつけることができないとのことですが、権利を主張するならば、固定資産税等の納入義務を果たしているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

まず、課税の状況についてお答えいたします。

住宅を新築した場合には、家屋評価を行いまして、住宅と、その住宅用地の所有者に毎年課税しております。その後、何らかの事由によりまして、常時住んでいない状況が続いたり、空き家状態になっても住宅が存続する限り、課税を行っているところでございます。

この納付書の送付先につきましては、所有者が原則でございますが、何らかの理由によりまして、所有者が指定する納税管理人や、死亡した場合には相続人に対し送付をしております。この送付の際に、居住不明等により返送され、公示送達としているものにつきましては、個人所有で五、六件程度となっております。個々の物件が空き家かどうかの把握はしておりませんが、それらの対象物件ごとの納付状況を詳細に把握しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） それでは、再質問いたします。

税金の納入状況等は把握していないとのことですが、例えば固定資産税等が納入されているとすれば、その税金を使ってでも草刈り等をして、周辺の住民に迷惑のかわからないような対応ができないのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

ご質問の趣旨は理解いたしますが、村が個別に対応した場合には、それが前例となりまして、その取り扱いも拡大解釈されることとなりますので、それらを十分に検討した上で対処してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） これからこういった事例が増えてくると思います。早急に検討し、対処をお願いして、次の質問に入ります。

次に、質問の第2、台上の開発についてお伺いいたします。

また、この件につきましては、さきに8番議員も質問しておりますが、ダブることがあると思いますが、私なりに質問をさせていただきます。

国土利用計画法では、国・県、市町村が土地利用基本計画を作成し、土地取引の規制に関する措置や土地利用を調整するための措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目指しています。その基本理念は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念にして行うものとなっております。

我が西郷村も、国土利用計画法の第8条の基本構想に即して、行政上の指針となる国土利用計画法に基づいて、西郷村計画を平成10年に策定しております。また、地方自治法第2条第4項の規定によって、西郷村総合振興計画が策定されました。

この計画は、西郷村の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられている計画で、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれております。また、この中の基本計画には、西郷村の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示しております。

この西郷村の基本方針の中で、このように記されております。我が西郷村の68%が森林であり、豊かな自然環境に恵まれて、豊かですぐれた自然環境は住民生活に潤いを与える貴重な資源であり、今後とも本村の持つ優位性として高く評価されるとともに、ますます活用を増大させ、積極的な維持・保全に努めながら、その適正な活用を図る必要があると、明確に、西郷村の豊かですぐれた自然環境を維持する、保全していくことを明記しております。

また、西郷村の21世紀に向けて村づくりを進めていく際に指針となる村の未来像を、高原公園都市「にしごう」として、村全体が一つの公園とみなされるような美しい村づくりを定義付けて、美しい村づくりを進めてまいります。

そんな中で、台上地区の美しい自然とロケーションを擁する、例えば日光連山から那須連山、そして甲子連山、そして二岐山まで見渡せる189ヘクタールにも及ぶ広大な敷地に太陽光発電計画が、平成27年9月11日付の新聞紙上に突然に告げられました。この台上地区へのメガソーラー計画は、総面積189ヘクタールという、とてつもなく広大な計画で、西郷村が何十年にもわたり、先人が苦勞してつくり上げてきた土地利用計画や高原公園都市「にしごう」の総合振興計画を根底から覆す大事業であると思います。

21世紀の西郷村のまちづくりには切り離すことのできない、すばらしいロケーションを持った台上地区に太陽光パネルを張りめぐらす暁には、もはや高原公園都市「にしごう」は消滅してしまうのは必須です。このような大事業に対して、行政の長や執行部の皆さんは、いかにお考えかお伺いします。

果たして、西郷村が進めてきた土地利用計画や西郷村総合振興計画との整合性はあ

るのでしょうか。私は、西郷村の21世紀の村づくりに欠かせない台上地区の開発は、慎重に、計画的に、そして何よりも、現在の行政に携わる村長はもとより、議員もしっかりと先を見通し、西郷村の未来に責任を持った対応と対策をしなければならないと考えております。

そこでお伺いします。今回のメガソーラー計画について、村長をはじめ、関係する各課は、どのような対応をしてきたのかお伺いしたいと思います。

まず、農政課に伺います。

計画地内の農振除外に対する意見をどのように集約してきたのか。また、村の農業総合振興政策を進めていく上で、台上地区の農業、農地に対する考え方について、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

台上地区の土地の異動につきましては、村民の皆様からの情報提供によりまして、平成26年になってから、明日香台総合開発計画当時の所有権や所有権以外の権利、根抵当権の抹消、差し押さえの抹消等の異動があり、西郷ソーラー発電株式会社に異動していることを知ることができました。同時期に、当時売買した農地の所有権等の移転手続を行う旨の説明を関係地権者に行っているとの情報も入りました。

そんなところで、企画財政課から平成26年5月15日に、関係各課を集めまして情報を共有し、今後注視していくということを申し合わせました。そのときには、企画財政課、私どもの農政課、建設課、商工観光課、税務課、農業委員会、総務課というふうな関係各課で集まりました。

平成26年12月末に、農政課のほうに農用地利用計画変更申出書が提出されましたが、そのとき初めて、周辺農地も含めた大規模太陽光発電事業を計画することがわかった次第であります。ただし、農地転用も関連しますし、計画面積も大規模でありますので、国及び県との事前協議が必要になります。そのために、県南農林事務所と事前協議を進めてくださいという旨を伝えました。

その後、県南農林事務所等の協議を進めていると聞いておりますが、事前打ち合わせの段階で区域の変更があったり、必要書類の提出を促しているんですが、提出されていないなど、問題があるように聞いております。計画がある程度できた段階での意見の集約を村では考えております。

現段階での農用地利用計画変更申出書には、西郷村大字小田倉字伯母沢の一部7筆、面積としまして4.4ヘクタールの土地が申請されています。事業計画区域内の大部分の農地につきましては、農振農用地からは除外されております。ただし、周辺の農地は現在も耕作されております。農業経営にとっても重要な農地となっております。

事業計画の区域等がある程度できた段階で、関係各課とも協議しながら、計画の妥当性、実現性を考慮し、申出書について判断していくことになると思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） それでは、総務課に伺います。

8・27災害など、想定外の自然災害等も想定しなければなりません。開発により、自然災害への対策や影響などをどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 秋山議員のご質問にお答えいたします。

農政課のほうでもご説明申し上げましたとおり、区域図等は見えておりますが、まだ詳しい図面を見ているわけではございませんので、開発自体、詳細には把握できておりません。それで、雨水処理に関しましては、流量計算等によりまして、災害にならないよう、調整池の設置などを求めていくことになろうかと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 次に、建設課にお伺いいたします。

広大な事業地へのアクセス道路の維持や管理、道路排水や調整池などの整備について、どのような必要性などがあるのか。また、どのように検討されているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 9番秋山議員のご質問にお答えします。

台上の太陽光発電事業につきましては、工事に伴う村道27号線からの進入路についての協議がありました。道路法24条の申請が必要であることや、工事中の村道使用についての維持管理も実施業者において修繕を行うことなどで、口頭で聞いております。いずれも具体的な図面がなく、一般的なことの協議内容でございました。

また、雨水排水が一級河川の黒川や谷津田川に流入することで、河川管理者である県との協議が必要となりますが、まだ打ち合わせ段階の下協議中であるということのお話でございました。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 次に、企画財政課にお伺いいたします。

国土利用計画法、西郷村総合振興計画との整合性など、どのような対応や検討をされているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 秋山議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電につきましては、総合振興計画において、環境に優しい風力や太陽光等の新エネルギー導入を推進しているところでございます。また、土地利用につきましては、国土利用計画及び振興計画において、社会環境の急激な変化に対応しつつ、自然環境、地域の歴史、文化的な環境にも配慮しながら、適正かつ有効に土地利用を推進することとなっております。

事業予定地は、土地利用計画構想において農用地、原野、宅地となっております。県も土地利用計画を原子力事故以降に見直しをしていることから、今後、本村におい

でも計画の見直しをしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 次に、農業委員会にお伺いいたします。

本事業計画について、今までどのような情報を得てきたのか。また、農地転用に対する意見をどのように集約してきたのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） 9番秋山議員のおただしにお答えいたします。

本事業計画につきまして、昨年度より、事業を行うに当たり、農業委員会にはどのような申請が必要なのかとの問い合わせをいただいております。農業委員会は、農地法により農地転用の手続が必要である旨の説明をいたしております。このことによりまして、数回のいわゆる下打ち合わせを行っているところでございます。また、申請書等の提出の際には、他法令にかかわる許可及び申請書の提出状況等もあわせて必要になる旨の指導を行っております。

以上、農業委員会にかかわる内容となります。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 住民生活課にお伺いいたします。

この事業計画について、事業者は福島県環境影響条例に基づき、福島県西郷村MS発電所計画（太陽光発電所）に係る環境影響評価方法書の作成及び説明会の開催を行うとともに、意見書の提出を求めています。村としての意見を提出する意思があるのか。提出するならば、どのようなプロセスを踏んで、西郷村村民の意見を集約していくのかお伺いいたします。

意見書の提出期限は10月27日となっており、時間的余裕がありませんが、現在までの意見集約の進捗状況をお知らせください。また、環境基本条例との整合性についてもお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） 秋山議員のご質問にお答えいたします。

この事業計画につきましては、福島県環境影響評価条例に基づき、福島県西郷村MS発電所計画（太陽光発電所）に係る環境影響評価方法書を、平成27年9月11日から10月13日までの期間、縦覧の依頼を事業者より受けております。現在、税務課窓口におきまして縦覧中でございます。

意見書の提出箱が設置されており、意見を有する者は10月27日までに事業者に提出することで、これを述べるができることになっております。その後、事業者が村民の意見を取りまとめた概要書を県に提出いたしまして、県が村に対して、環境保全の見地から意見を求めることとなります。

村といたしましては、環境保全の観点から、次の11点につきまして、県に意見書を提出することとなります。

まず、調査予測及び評価の方法の1点目としまして待機室について、2点目といた

しまして騒音について、3点目といたしまして振動について、4点目としまして水質について、5点目としまして地形及び地質について、6点目といたしまして動物について、7点目としまして植物について、8点目としまして生態系について、9点目といたしまして景観について、それから、10点目といたしまして人と自然との触れ合いの活動の場について、11点目といたしまして廃棄物等についての意見となっております。

意見の内容が多種多様にわたることから、関係各課の意見を取りまとめ、意見を集約していきたいと考えております。

住民意見の集約状況につきましては、事業者が直接取りまとめることになっております。意見書の提出期限後、取りまとめ概要書を作成することになります。

次に、環境基本条例との整合性でございますが、条例には事業者の責務が定められており、事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全、負荷の低減、村が実施する環境保全方策への協力などが盛り込まれております。以上の観点から、専門性を有する関係各課との協議、住民より意見があれば、事業者が集約する意見概要書等に基づきまして、その意見の検討などを行い、福島県環境影響評価条例に基づき意見を提出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） それでは、村長にお伺いいたします。

この事業に対して、どのような姿勢で対応し、今後どのように臨まれていくのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 金田議員から、この質問があったと冒頭申されまして、そのときに概略申し上げたところでございます。

太陽光発電事業でございますが、脱原発、あるいは再生可能エネルギーということで、新たなエネルギーを、地球環境も含めてということで、積極的に取り入れる、原発の後の事業として、そういったことを方針として出しております。そしてという前提ではございますが、今のおただしの台上のことが、この場合、縦覧に供される、あるいは説明会が開かれているということが、今事実として出てきております。

台上について、今のご懸念やら期待やら、いろいろございます。大規模な土地、西郷村におけるあの場所は、当初、明日香台計画、かつて住宅、その他の一体的な夢のような計画があって、しかし、時代のいろんな波があって、現在頓挫しているということでございます。やっぱり大規模な一団地があるということが、それ自体が非常にすごいことだということで、注目を浴びているのはご指摘のとおりです。

しかし、当初の説明どおりにはいなくて、現在は酪農として頑張っていられっしゃる方がおられる。当然、そのときに住宅も移動して、今の伯母沢に一つの集落ができて、区長様がおいでになる。あるいはまた、点在した家もございます。そういった方々の当初の期待、あるいは現況における、いろんな問題が当然あるわけでございます。

す。その上に立って、今回の一団地の方針として、メガソーラーが出てきたということでございます。

いろいろありますが、一つはやはり、大きな土地をどのように土地利用を図っていくのかと。所有者を含めて、あるいは経済界、いろんな注目をしているところがございます。

我が西郷村は、大きな団地が住民にとって、あるいは近隣にとって、非常にいいことであるという方向をいつも望んでいるわけであります。今般、事業者がメガソーラーを出してきたということになりますので、経済事由、あるいは、何でもできるわけでありますが、しかし、規模、あるいはいろんな制約がございます。

やっぱりいい方向に行くということばかりじゃなくて、いろんな公害の問題とか、これまでの経済活動の中に出てきましたので、そういった懸念を払拭しようという動きがあって、ただいま各課長が申しあげましたように、各般からのチェックが必要だというふうになりますので、今般、概略申しあげましたが、ただ、具体的にはいまだ出てきておりません。それについての聞き取り、あるいは打ち合わせ、これから各法に従って、いっぱい出てまいります。

当然、今、説明会等がありましたのは、いわゆるアセスメント、環境影響評価であります。面積が大きいわけでありますので、ただいま申しあげました各項目のチェックが必要であります。これらがうまくいくかということと、同時に、他の法令が同時にうまくシンクロし、動いていくというようにということがあって、同時にこれは住民と、ただいま申しあげました地元の方々を含めて、我々がこうであってほしいという方向にいてもらうという必要がありますので、今後、具体的な計画、あるいは懸念な点、あるいはいい方向、いろいろお聞きをして、それに対して対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） それでは、再質問をいたします。

このメガソーラー建設事業は、西郷村民の生活環境や村づくりに直結する大事業でありますので、本来は議会全員協議会での説明と協議、西郷村土地計画審議会や西郷村総合振興審議会の委員会を開催し、委員の意見を求めなければならなかったはずでございます。各委員会を開催しなかったのはなぜか。

時間的には厳しいと思いますが、これからでも、まだ間に合うと考えておりますが、村民の意向を反映するために、各協議会を早急に開催すべきだと考えておりますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘の点は関係法令に従って、必要に応じてやっていかなければならないというふうに考えているところがございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 理解はいたしましたが、私は、こういった村にある遊休地について、太陽光発電所で税金が上がることなどメリットもあると思いますが、村として、

何か、この土地を有効活用できないのかなと思っております。

また、各課に質問しましたのは、議会と執行部、お互いが村の課題を共有し、一体となって村づくりを進めていく上で、こういったことが大事だと思って質問いたしました。開発を含め村づくりに、これからもどうか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、この地区は桜並木がすばらしく、また、那須連峰を見渡す風光明媚な広大な土地です。発電施設よりは、この土地を利用した福島県一のパークゴルフ場やグラウンドゴルフ場等の施設を整備していただきたいと要望します。

というのは、パークゴルフについては、太陽の国の敷地を借り、年間8,000人から1万人ぐらいの延べ人数が使用しているとのことです。今は除染等で使えず、泉崎村や白河市の愛宕山等で練習を行っているとのことをございます。また、グラウンドゴルフについても、野球場やサブグラウンド、また追原老人センターを練習場にして、大会等を行っているとのことです。これも年間1,000人以上がプレーを楽しんでいるとのことです。

そういった事案を踏まえて、台上にありますコミュニティセンターを中心に施設を整備することにより、お年寄が春、桜並木を通り、秋には広大な那須連峰を望みながら各種大会ができれば、こんなすばらしいことはないと思ひますが、村長の考えをお伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話の点はよくわかっております。ただ、事業者のご意向もございますので、いろいろ、議会でもこういう話があったとか、そういうことについては、お話の内容として申し上げてみたいと思ひております。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 以上で、この質問は終わりにさせていただきます。

次に、質問第3、環境保全についてお伺ひします。

柳沢地区のソーラーパネルの件について、6月議会で質問したところ、工期内でということで回答がありましたが、その後の進捗状況などの農業委員会に出された内容等についてお伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） 9番秋山議員のおただしにお答えいたします。

6月17日になりますが、農地法における変更届の書式を申請者にメールで送付いたしてあります。また、7月31日には、農地転用に係る工事完了及び工事進捗状況報告の書式を紙ベースで送付いたしてあります。その後、8月24日に、申請者が県南農林事務所の担当者に電話で書類の書き方について問い合わせがあり、県にて指導いたしましたことと、あわせて、不明な点については西郷村に問い合わせるようにと回答したと県より連絡を受けてあります。

その後、今日現在なんですが、変更届及び工事完了及び工事進捗状況報告については、まだ提出されておられません。今後も県とも連携しながら、必要書類の提出を促していきます。

以上が現在までの経過となります。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 再質問をいたします。

6月議会におきまして、6月25日に完成予定であると聞いていますが、今の答弁では、工期は過ぎているのに、村にではなく県に問い合わせをしたりしているとのことで、そこで再度お伺いいたします。

工期内にでき上がらなければ、変更届等、完成書類を適正に提出しなければならないのではないかと。また、転用しないとすれば、原状復帰が原則と思いますが、今後、村としては、どのように指導していくのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） 秋山議員の再質問にお答えいたします。

本事案につきましては、太陽光パネルの設置が遅れております。工期延長の変更届の提出がされることが推測されます。

先ほど答弁いたしました、書類の書き方等について問い合わせ及び相談が県にありましたことから、本村といたしましても、県と連携しながら、書類の提出につきまして、申請者に早急に出すように促していきたいと思っております。

また、原状復帰の件につきましては、転用に伴う工事は土の搬入、整地等が行われておりますので、原状復帰については今現在では考えておりません。

以上です。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） もう一度、再質問いたします。

柳沢地区のソーラーパネルの件につきまして、6月議会で質問したところ、工期内ということで回答がありましたが、その後の進捗状況など、農業委員会に出された内容等について、もう一度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） 質問にお答えいたします。

前回の議会では、まだ工期中でありましたので、書類の提出にはまだまだなっておりませんでした。今現在、今日現在におきましては、既に工期が過ぎておりますので、その内容につきましての変更届を出していただくようになりますので、変更届を再度出していただくように促していきたいと思っております。

これにつきましても、西郷村だけではなくて、県と連携しながら、書類を提出するように促していきたいと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告8、13番佐藤富男君の一般質問を許します。13番佐藤富男君。

◇ 13番 佐藤富男君

1. 西郷村花いっぱい運動について

○ 13番 (佐藤富男君) 13番です。

通告いたしました西郷村花いっぱい運動についての質問でございますが、その質問に入るに先立ちまして、私がなぜ、この花いっぱい運動の一般質問をしなきゃならなかったのかということから、一応入っていきたくと思います。

さきの村議会議員選挙におきまして、非常に村長さんを支援すると言われる与党議員の方々、また新人議員の方々が大胜したというふうに私は思っております。結果として、さきの臨時議会において、白岩議長の就任が決定するまでに、選挙において、白岩議長を推薦する方が合計10名でした。副議長選挙においても、真船副議長を支持する方も10名ということで、あとは白紙、または共産党の方が2名、自分の名前をおのおのが書かれたというふうに思っておりますと、結果的には、今の西郷村議会の構成としては、10対6の村長与党派が圧倒的に議会の数を占めているんじゃないかというふうに、私なりの、一議員、政治家の端くれ考えておるわけであります。

このことがどういうことかということ、今の自由民主党、国会に切りかえることは、ちょっと大げさなんです、圧倒的多数を占める議会というのが、どのような結果をもたらすかということなんです。今回の安保関連法案につきましても、あれほどの国民世論の大きなデモ、また異議申し立てについても、これを一切国会は、自民党は無視をして、これが民主主義だと、数の原理だということで、数の原理で強行突破をしたということであります。民主主義というのは、果たしてそういうことかということ、私は違うと思うんですね。

今の自由民主党の300議席を国民が選出したのは、そのときに安保関連法案を提出しますという国民の民意は到底なかったと思うんです。そういう中で、私から見れば民主党のていたらくとか、そのような、3年間にわたる民主党政権がいかに国民に失望を与えたか。民主党ならば、まだ自民党のほうがいいぞということでの、単なるそういった発想から、自民党が勝ったんじゃないかなというふうに私は分析をいたしております。

そういう中で、結果的に自民党が安保関連法案を通して、これから何でもかんでも、消費税についても、数の論理でこれからやっていくという、秘密保護法案もそうなんです、全て、マイナンバー制も含めて、数の原理でやっていくと。任期があと2年以上ありますから、本当にどのような国になるのか心配はしております。

そういう中で、我が西郷村の村政もどうなのかということ、10対6という、いわゆる村長与党が多くて、何でも通るといって、ある意味で、申しわけないですけども、私から見ればですね。今までの例からすると、そういうことです。

今まで村長が提案されてきた議案に対して、反対討論をした与党議員は誰もいなかったし、過去40年間。また、私、ここ10年来、議会議員をやっている、村長が提案したものについて、修正案を出した与党議員はいなかったと思うんですね。いわゆる反対討論もなかったと。全て通るといって、そういうふうに思います。

そういう結果として、議会が運営されたときに、それが本当に、また国民、村民にとっていいことかという、私は決してよくないと思っております。

そういう中で、なぜ村長与党が大勝したのかということで、私なりに分析しました。結果として考えられるのが、やはり私が歩いていて一番感じたのが、いわゆる風評被害です。村長ができないこと、やらないことは全て、野党が反対したからできないんだ、村長は何もさせてもらえなかったんだという、そういう、私からすれば、本当にもう何を言っている、本当に憤慨するような風評なんです、そこにまたプラスして、議会の野党議員が反対の反対だということの風評ですね。

実は、これは最たるもので、私も非常に、これが与党議員の実態、与党議員が大勝した原点かなという、ある選挙の候補者の街頭演説の中身なんです、野党議員に対して、何でも反対、反対のための反対、議員という既得権の上に居座り何もしない、そういった意見を数多く聞きましたということを行っているんですね、候補者が。結局、野党議員は何でも反対だということなんです。その中で……

(「議事進行」という声あり)

○議長(白岩征治君) 8番金田裕二君。

○8番(金田裕二君) 議長に議事進行を申し上げます。

一般質問始まって7分ほどたちましたが、一向に通告した議案には入っておりません。通告外の内容でございますので、議長から議事整理をよろしくお願いします。

○13番(佐藤富男君) じゃ、議事整理してください。結構です。

○議長(白岩征治君) ただいま8番金田裕二君より、議事の整理をしてくれということで、議事進行がありました。議事進行は議長に対しての発言でありまして、大変議事の進行を妨げたというようなことで申し上げます。

一般質問は通告制となっているために、通告をしないで通告者の質問に関連して求める関連質問は、通告者の立場から見て、議会運営の能率上の面から見てもよくないので、原則としては許可されないものであります、そのために、通告範囲内で質問のほうをよろしくお願ひしたいと思います。13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 今、議長は、非常に大事な、大きな間違った、私からすれば議長発言がありました。私が一般質問をやっている中で、通告外の質問をしているということですね。この発言を、議長が今言われましたが、じゃなぜ私が通告外であったのかどうか、どの辺が通告外であったのかどうか。それをきちんと、地方自治法、また会議規則にのっとしてご説明いただかないと、これはやっぱり私も質問に入れないですね。

私は何も問題ないと思っていますから、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君の発言にお答えいたします。

通告には、西郷村花いっぱい運動というようなことで通告が出ておりますので、これを見て、その判断をしたところでございますので、ご了承を願ひたいと思います。

13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 議長、だめですよ、それ。そういう議会運営をしたのでは、議

会という一般質問の中身を議長も議運長もわからないで、議員に対してそういうことをやったのではいけないです。もう少し勉強していただきたい、私からすればですね。

私、先ほど申し上げましたとおり、私がなぜ花いっぱい運動の一般質問をしなくちゃならなかったかという、そのことを私は話しているのであって、通告内でしょう、これは。違うんですか。

いいですか。これ、議長、議員必携を見てもらうとわかりますけれども、一般質問を行うときには、議員として質問の構想を練り、理論構成をして、要旨を通告して質問の原稿をつけますと書いてあるんですね。私はこれ、理論構成をしているんです。

いわゆる花いっぱい運動に関連して、私は非常に風評被害を受けました。私が反対したから、花いっぱい運動を文化協会の方々ができなかった。私は反対もしていませんよ。それを老人会の方々に全部に吹聴して、全ての老人会の方々が、佐藤富男が反対したんだと言われているんですよ。だから、私は今回の選挙を振り返って、そういう理論構成をしながら、そして、なぜ私が花いっぱい運動の質問をしなきゃならなかったのか、このことを私は説明をしているんです。

そして、私はこれから、村民プールのこと、村長の給与の1年間さかのぼってのこと、リフレッシュ事業のこと、さまざまな問題、いっぱい風評被害が出ました。これを私は、これから1年かけて、2年かけて、一度に1回ずつ、この議会の中でやっていきます。そして、何が事実だったのかきちんと、風評なのか事実なのかについても話をします。

いいですか。これ、私の一般質問の理論構成なんですよ。理論構成をする上で、そこまで言うのであれば、私はほかの議員の方々がやっていること、いいですか。ここにこういうことが書いてあるんですね。いいですか。これは議員必携に出ていますよ。今までの一般質問の中で、どれほど大きく、何度も聞いたことかですね。

いいですか。中には質問の内容が単なる事務的な見解をただすにすぎない質問、制度の内容の説明を求めたもの、議案審議の段階でただせるもの、あるいは特定の地区の道路改修などを要望するためのものなど、一般質問としては適当でないものも見受けられるわけです。このことを、何度この議会であったんですか。ほとんどこういったことじゃないですか、今議会でやっていることは。それが一般質問で正しくて、私がやっていることはまずいというのであれば、議会運営委員会を開いて、きちんとした見解を示してください。それから私は一般質問を行います。

一般質問の内容について、よく勉強してください。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより、ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時03分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 先ほど佐藤議員の発言の中で、村会議員の選挙、議長選の選挙、

国政安保法案などと読んだことは、関連あるものとして最小限の発言は認められるとされているが、佐藤議員の発言に、議長において、通告外であることを判断いたしましたので、ご報告をいたします。

それでは、一般質問を続行いたします。13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、また通告外であったという、私の質問が通告外だということであれば、村長答弁も含めて、本当にどの部分で、どういう会議規則で、自治法で、私が通告外という判断をされたのか、説明をしていただきたいと思います。

また、村長答弁においても、私は、質問者の一般質問に対して、全く関係のない答弁が数多くあります。それについてはいかがなものかということも含めて、まず私が質問する前にお話をお聞きしたいなど。そうでないと、私自身も、どこまで関連なのか、関連外なのかわかりませんから、明確にそれをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長の答弁については、これは過去のことでありまして、今ここで私が述べるわけにもいきませんので、今申し上げた3つの件についてでございますので、これをご理解していただければと思います。

○13番（佐藤富男君） だから、きちんと法律的に、会議規則上、ここはどうなのかと、明確に私が納得できるように説明してください。感情と気持ちだけ……。

○議長（白岩征治君） 今申し上げました地方自治法第132条の規定に当てはまると思っております。

○13番（佐藤富男君） どういうことですか、132条。

○議長（白岩征治君） ご理解を賜りたいと思います。

13番佐藤富男君の一般質問を続行いたします。13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 地方自治法132条ですか、それとも会議規則132条ですか。どちらですか。

○議長（白岩征治君） 地方自治法……

○13番（佐藤富男君） じゃ、ちょっと休議をお願いいたします。勉強しますので、ちょっとお待ちください。休議を要請します。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時24分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは再開いたします。

（午前11時28分）

○議長（白岩征治君） 先ほどの佐藤富男君の発言にお答えいたします。

一般質問、第61条、議員は村の一般事務について、議長の許可を得て質問することができると。質問は、議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならないというようなことになっておりましたので、一般質問の通告の内容を見ますと、花いっぱい運動というようなことだったものですから、それについて、先ほどの私の答弁をした次第ですので、ご理解を賜りたいと思います。

13番佐藤富男君の一般質問を続行いたします。13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） 132条を確認したんですが、何も問題ないんですよね。地方自治法132条は品位の保持、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」というんですね。

では、議長にお伺いしますが、私が質問した中で、無礼の言葉というのはどの部分なのか。または、他人の私生活となっているんですが、他人というのは誰なのか、ちょっとお示し願います。

- 議長（白岩征治君） 先ほど申し上げましたように、私の議長の選挙というようなことと、それから村議会議員の選挙のお話がありました。それから、国政の安保の話などが、今回の佐藤富男議員の一般質問の中に入ってきたものですから、この通告にはそのような通告がなかったものですから、それらについての私の答弁でしたので、ご理解を賜りたいと思います。13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） これ、議会審議の根底を覆す議長の発言なんですね。私も40年近く議員をやってきて、発言をしていますけれども、こんな議長の発言は初めてです。議会運営の根底を全く180度変える議長の発言ですから、これは私、簡単にこのまま一般質問に入れたいし、一般質問についてのルールというものをきちんともっと明確にさせていただかなきゃならないと思います。

私から言わせれば、132条でもって、私が安保法制の関連法案の問題についてここで一般質問したから、関係ないだとか、私が無礼の言葉をどこで発したのかということも言わないし、または他人の私生活、他人というのは議長だということですね。議長は公人でしょう。公人の議会の議長選挙においての中身について、私がここで一般質問の中で、理論構成の中で話をするのが会議規則違反なんですか。132条違反なんですか。きちんとそれ、示してください。もし違反だということなら違反で結構ですから、示してください。それでないと一般質問に入れません。とんでもないです。

- 議長（白岩征治君） 議長としての判断でございまして、私はあくまでも、この通告に基づいたもので答弁をいたしているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

佐藤富男君の一般質問の中では、西郷村の新生活運動推進協議会のメンバーの事業である花いっぱい運動というようなこととございましてものですから、ここに当てはまる言葉がなかったもので、ちょっとこれから趣旨が外れているのかなど。そんなふうに思ったものですから、先ほどの答弁をした次第ですので、ご理解を賜りたいと思います。（不規則発言あり）

私は決して一般質問を制止するわけではございませんので、13番佐藤富男君の一般質問を続行させていただきます。（不規則発言あり）13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） 私が言っているのは、これからの議会運営にこれは影響しますよ。これから決算認定、それから補正予算、特別会計、一般会計、みんな質疑ありますけれども、この質疑をするときに、全て私、今まで聞いていますと、議長の言わんとすることとすると、ほとんどが質疑の会議規則違反です。わかりますか、意味は。

なぜ。質疑と一般質問の違いというのははっきりしていますよね。今までやってきたこと、これからやろうとしていること、恐らく、これ会議、前へ進みませんよ。

質疑というのは、個人の見解、意見は述べられない。これは質疑は。一般質問は、個人の政策的なもの、または行政についての一般的な自分の考え方、政策を述べることができるんです。今まで何度、質疑の中で個人の見解を述べて、やめたらいいとか、やめるなとか、進めろとか進めないとか、どこどこのU字溝がどうだったから直してくれとか、木が垂れ下がっているから切ってくれとか、こんなこと質疑でできるわけないでしょう。要望もできないんですよ、一般質問では。質疑の中でも要望できないですよ。何度要望しましたか、各議員さん方が。みんな会議規則違反でしょう。

だから、私は議長、いいですか。今、自民党が安保関連法案で、あれで強行突破したのは数の力なんですよ。今、西郷村議会、議長の後ろには9人の議員がついている。だから何を言っても通る、そういう考えじゃないんですか。決して私は、一般質問の中で、なぜこの花いっぱい運動の一般質問を、こんな私からすれば小さな問題を、何も担当課に行って話をすれば済むことなんですよ。ところが、なぜこれをやらなきゃならなかったのかという理論構成の中で、いわゆる私自身が政治家として、議員として、さきの8月2日投票、村議会議員選挙において、全て私がお花いっぱい運動を邪魔したと、反対したんだと。そういうことを老人会とか、ありとあらゆる文化団体とかで話をされた方がいっぱいいるんですよ。その言っている方の風評源ははっきりわかっていますけれども、そういうことを言っているんです。

だから、私はそういったことを含め、また村民プールができない、これも野党が反対しているからだ。そしてまた、ATカーニーだって、あれ、野党が反対したから若者の夢を奪ったんだ。リフレッシュ事業だって、そうでしょう。ああいう評判のいいやつは村長がやったとなってますけれども、全てそういうふうに、いわゆる風評をもって、勝てば官軍、負ければ賊軍で、官軍の言うことを村民は信用しちゃうんですよ。

だから、私はあえて今回、これからもずっと続けますが、そういう、なぜ花いっぱい運動をやらなければならなかったのかということの理論構成の中で、このことを話をしなきゃならなかったんですよ。そのことが悪いというのであれば、これから一般質問する中で全て、どうなんです、これ、理論構成できませんよ。

○議長（白岩征治君） 趣旨がわかりましたので、これより佐藤富男君の一般質問を続行させていただきます。13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） わかったじゃだめよそれは、これだけの時間を費やしているんですよ。これから、今73分になっていますけれども、あと17分ですか。時間費やしたの、これ、この問題で。貴重な一般質問の時間を、これだけ議長の発言、議運長の発言で時間潰したんですよ。私の一般質問の時間が17分減ったんですよ。大変な問題でしょう。

私は議会をもませる気はない。だけれども、議会というのは、議員が1年間でたった4回しかない貴重な時間なんです。そして、自分が村民に対して、自分の主張、政

策、そういったものもきちんと述べる貴重な時間なんですよ。それをそういう、いわゆるいたずらのように、私の理論構成したことについて、理論構成が悪いとか悪くないとか、こんなこと言うんだったら、これから一般質問する方、質疑する方、皆さん気をつけてください。私、逐次言いますよ、これから、議事進行で。質疑できるんですか。一般質問できるんですか。

そこは議長裁量権の中で、お互いに素人なんだから、ましてや昨日今日議員になった議員、1期議員、もしも質疑、一般質問したって、中にはやはり会議規則から外れることもあるかもしれない。それはそれとして大目に見て、とにかく、それがあくまでも他人を侮辱したり、他人の名誉を傷つけることがあったのではいけないけれども、それは寛容に認めていくぐらいの議会でなかったら、これは議会発言を封じ込めることにつながるんじゃないですか。そういう議会運営の議長ではまずいですよ、これ、議長。

もし間違っているのであれば、議長、謝罪してください。謝罪できないのであれば、きちんとその中身について、もう少しかみ砕いて、わかるように説明していただきたいと思います。

また、これだけの18分、20分、貴重な時間を潰しましたから、この問題についてどのように判断されるのか、議長、お示してください。

○議長（白岩征治君） 何度も申し上げますが、私はあくまでも、通告ということで出されたもので判断しているものですから、このまま議事を進行させていただきたいと思います。

13番佐藤富男君の一般質問を許します。

○13番（佐藤富男君） ダメだ、これでは納得しないし、解決しない。これから一般質問するかって……できません。あれがダメこれがダメっていうなら。

○議長（白岩征治君） 私は一般質問をここで制止するつもりはございませんので、やはり議員の大事な一般質問でございますので、ちゃんと受け止めたと思います。

それでは、続行していただきたいと思います。13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議会の運営をつかさどる、裁量権を持つ議長が、このようなことの、いわゆる議員の発言を封じ込め、また、議長1人の考え方で、これは議論外だ何かとか言って、こんなことで時間を20分も費やそうとさせられました。こんなことが年中やられたのでは、これはやっぱり、私、質問できないし、きちんと私が質問できる、またこれから、いわゆる一般質問の通告外とか、内とか、それを明確にわかるような指示を示していただきたい。

また、村長答弁においても、きちんとその辺の、村長が質問に外れた答弁をしないように、そういったことも含めて、わかるように説明していただかなければ、これは一般質問、前へ進まないですね。

○議長（白岩征治君） これから一般質問、そして答弁は、やっぱり簡明にさせていただくようにご注意をしておきます。

大変時間を経過して申しわけございませんでした。それでは、今後このようなこと

のないように、しっかりと議事運営に努めてまいりたいと思いますので、13番佐藤富男君の一般質問を続行させていただきます。13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） 議長、今回は初めての議会の議長だから、私もそれは寛容に、例えば受け止めてあげることもできます。しかし、今の議長のとられた行動というのは、これは本当に封建的な議会をつくるし、いわゆる密室の議会をつくるんですよ。もっと議員が伸び伸びと自分の意見を、ありとあらゆることを勉強してきているわけですから、そういうことを含めた一般質問、質疑ができるように、幅広く、そういったものを受け止める立場でもって、議長の運営していただきたいと、そのように思います。

そして、この議員必携にありますように、一般質問の内容で聞いていても、本当に道路の改修をしてくれとか、道路の防犯灯をつけたほうがいいんじゃないとか、カーブミラーつけたほうがいいんじゃないかと一般質問ある、これは行政区長のやる仕事なんですよ。議会の一般質問でやることじゃないんです。そういうことも含めて、もうちょっと議長、その辺こそしっかりやっていただきたいし、それからデータについても、あれ、何%ありますか、こうですかというのは、あんなことは担当課に行けばわかることですから、そんなことを一般質問でやること自体がおかしいんですよ。だから、私は黙って聞いていましたけれども。

そのように、本当の意味で厳しく議会運営をやっちゃったら、発言そのものが制約されるし、そして、本当の活発な議論、そしてまた、活力のある議会なんて生まれませんからね、数の力だけで押し込もうと思ったら。その辺よく考えてください。

私だって自身が、例えば1人、2人で、この議会運営、議事を止めることができますよ、法律的に、合法的に。簡単にできますよ。でも、そんなことをやったって、合法的だからいいというわけにならないんです、それは。だから、たとえ少数であったとしても、議長はやっぱり公平に、そして議員の、やはりその立場、選挙戦を受けて上がってきたという議員を真摯に尊重して、議会運営をやっていただきたいと思います。

- 議長（白岩征治君） 了解いたしました。

- 13番（佐藤富男君） それで、なぜ花いっぱい運動をやらなきゃならなかったというのですが、これは私自身、選挙運動をやっていて、いわゆる老人会の重鎮から言われたんです。佐藤議員、何だ、あんた、花いっぱい運動、反対しているんじゃないか、老人会の方、みんな言っているぞと。吹聴している人がいるんですよ。私は別に、花いっぱい運動に反対したこともない、あれしたことも何もないし、何も別に担当課のほうに話をして、別にやめろと言ったわけでも何でもないし。ところが、そういうことが全部あってきた。

そしてまた、いろんなあることないこと言われて、こういうような立場にいれば、それは議会の中でただすしかないし、いいですか。議会の中で、きちんとその真実を明かしていくしかないんですよ。だから、私は花いっぱい運動を一つの、いわゆる私の風評被害に対する回答として、ここでやりたいというだけの話なんですよ。

それでは、寛容にして、まず花いっぱい運動の質問に入っていきたいと思います。

最初に、西郷村新生活運動推進協議会というものが村にありまして、このメンバーは行政区長さんをはじめ、いろいろなさまざまな団体が加盟されております。これには文化協会が入っていないんですが、この中で、いわゆる村の新しい新生活をつくり上げていこうという目的なんでしょう、やっております。これが平成26年度まで、そのメイン事業として、30万円の予算の中で約27～28万円、たった一つの花いっぱい運動事業をやるために新生活運動推進協議会があるようなもので、残念ながら、存続してきたということなんですね。

この中で、平成26年の村民アンケートの中で、約200名くらいですかね——200名までいないですね。130名か40名くらいのアンケート結果しか出ていませんけれども、この花いっぱい運動、新生活運動推進協議会が行う花いっぱい運動について、賛成という方、アンケートのあれが128人いたと。それで、もうこれは必要ないからやめようというのが、17名いたということなんですね。

これだけ圧倒的に、花いっぱい運動を継続しましょうよということでの意見が多かったんですが、平成26年まではやったと。平成27年になってくると、これが新生活運動推進協議会の予算が、助成金が3万円だけ、いわゆる事務費だけになってしまって、花いっぱい運動はやめたと、なしだとなってしまうと。

どうして、村民から、これだけ圧倒的に続けてほしいというものをやめざるを得なくなったのかという理由について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

平成27年度当初予算編成につきましては、経常収支比率99.5%という結果を受けまして、非常に厳しい予算査定となりました。各課には、経費削減のため、事業の見直しや規模の縮小などをお願いしたところでございます。それで当初予算を組んだ次第でございます。

花いっぱい運動につきましても、担当課と協議いたしまして、見直しをさせていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） ということは、簡単に言うと、経常収支比率が99.5%になってしまって、お金がなくなってしまったと。そういう中で、ある程度予算を緊縮するために、この事業を削ったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

各課と財政のヒアリングを行いまして、各事業について削減できるところ、それから規模縮小できるところ、そういったところを協議いたしまして、決定した次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） いわゆる、西郷村は財政豊かでないかと、裕福だと言われてい

る村なんです、この花いっぱい運動のたった28万円の金、これが財政上の問題で切らざるを得なくなったというのが今の村の財政状況だというふうに、村民の方々も、やはりよく理解していただきたいなと私は思います。

そういう中ですが、実は花いっぱい運動はなくなったんですが、西郷村観光協会の事業として、甲子高原花いっぱい運動を実施、平成27年5月20日に実施をいたしております。この事業は、県南建設事務所から10万円の補助を受けまして、また、観光協会の一般会計からなんですけれども、そういったお金を受けての事業であったと。

事業費は、弁当代800円の143個、お茶代113円が150本、ちゃぼランド入浴代37名分、肥料代2万6,000円などで18万8,254円、花の苗代が10万2,000円、合計で29万254円となっておりますが、これを西郷村商工観光課職員が事務局職員として参加をしてやっておられます。この事務局職員の人件費を加えれば、相当の費用がかかっている事業だと私は思っております。

それで、実は今日、居川代表監査委員にご出席願って、まことに申しわけなかったんですが、ありがとうございます。

大変お忙しい中、来ていただいて申しわけないんですが、やはり今後の代表監査委員の決算認定における監査委員意見書、私、つぶさに詳細に読んでおります。そういう中で、やはり私自身とも共鳴する部分、同じ考えのところが多くて、今回の西郷観光株式会社の問題、この事業においても、やはりちょっと、監査委員の言っている、また指摘されていることと、少し中身が違うんじゃないのかなというふうなこともあったものですから、これについての監査委員の指導方針、考え方、これについても伺いをしておきたいなと。

そしてまた、今後の西郷村観光協会の運営についても、また花いっぱい運動についても、これからしっかりと私も勉強して、考えていきたいなということで、ご出席願ったわけなので、監査委員の立場として、いろいろ伺いを、ご答弁をお願いできたら幸いです。

実は、西郷観光協会の花いっぱい運動、この事業費なんです、私の手元に来ている、いわゆる担当課からの予算ですと、全部で29万円くらいなんです、平成26年度の事業費決算内訳を見ますと63万5,440円となっております。平成27年度の事業費総額と開きがありますが、その理由をまず担当課の課長からお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） 13番佐藤議員の質問にお答えいたします。

本年度、平成27年度の観光協会の花いっぱい運動の事業費については、まだ現時点での請求あった部分までの金額でございます。また、実際に5月20日に花いっぱいの事業を行って、その花の経費とか肥料とか、そこまでの部分、あとお弁当とか、その部分はあるんですが、それ以外に、病害虫の消毒とか、その辺がまだ入っていませんので、まだ今年度の花いっぱいの事業費的には途中でございます。

あと、平成26年度につきましては、当然決算が終わっていますので、病害虫の防

除というか、消毒関係も含めた金額で、平成26年度につきましては、花いっぱい運動63万5,440円というような形でなっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それで、最終的に、総合的な経費はまだこれからだということですが、甲子高原花いっぱい運動の主体となっているというか、事業実施団体というのはどこなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

甲子高原花いっぱい運動というのは、西郷村観光協会の行っている事業の一つとして行っているものであり、当然、事業主体は西郷村観光協会ということでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 西郷村観光協会の事業だということでございます。

この西郷村観光協会の事業なんですけど、事業の事務局員として、西郷観光課長をはじめ職員が参加されております。この職員の人件費、超過勤務手当などが支払われていると思われそうですが、これらについてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

職員、事務局を担当しております商工観光課の職員についての人件費については、観光協会の経費の中には入っておりません。当然、一般会計の中で、村のほうの支出となっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 西郷村観光協会というものは何なのかということなんですけど、これは、西郷村観光協会、平成26年度の収支決算書から見ますと、いわゆる会費、会員が75人で、決算額が84万5,000円ですね。補助金、負担金が833万円。

この補助金というのは、西郷村観光協会事業運営補助金として、村から500万円出ておりますね。あと、ブランドイメージ回復事業として、313万円出しております。それから、県の復興応援補助金10万円、あと、おもてなし補助金10万円ということで、合計で、繰越金24万7,646円を含めまして945万4,238円。会費84万5,000円からすると、10倍以上が補助金で賄われた西郷村観光協会であるわけですね。

このような状況の中であれば、西郷村観光協会が花いっぱい運動を行うというのは不自然じゃないのかなと。観光協会は村と分離した団体だと思うんですね。会費を払って会員がいて、その中で会長を決めて、事業を行っていると思うんです。村から500万円の補助金をもらって、合計900万円の事業費でそれをやっているというのは、ちょっといささかどうなのか。これ、おかしいんじゃないのかなと思うんですね。

後で監査委員の指摘とあれするんですが、そして、それを事務局職員が全て賄っているということについて違和感を感じないでしょうか、商工観光課長。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

観光協会の事務局が商工観光課でやっているということに関しては、大分以前より、歴代の監査委員の方からもいろいろご指摘がございました。補助金を申請するほうと補助金を交付するほうと、そういうのが一つのところでやっているのはおかしいんじゃないかというようなご指摘もありました。

そういった中で、いろいろ観光協会の総会のときにも、私も、今後の観光協会の事務局のあり方とか、そういう形については、できれば役場のほうから離ればいいんじゃないかというような監査委員のご指摘がありましたよということで、お話をさせていただいております。

急に事務局が役場の職員から離れていくというのは、実際に、例えば別の団体の方に補助金を交付して事務をやっていただくということに関しては、なかなか移行するのは大変かと思いますが、将来的にはそういう形に、独立した形でやっていくべきものと私も思っております。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時02分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） じゃ、担当課長にお伺いをいたします。

西郷村観光協会の運営について、村から補助金500万円が支出されておりますが、補助金の交付等に関する規則の第4条には、補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を村長に提出しなきゃならないとなっておりますが、これは提出しておるんでしょうか。お伺いします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

観光協会の運営の補助金の申請関係につきましては、西郷村補助金等交付等に関する規則及び西郷村観光協会事業補助金交付要綱というのがありまして、そちらに基づきまして、西郷村観光協会会長名で、村のほうで申請いたしております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうしますと、交付申請者は西郷村観光協会、佐藤正博会長ですね。申請先の村には、西郷村長、佐藤正博、村長ですね。要するに、観光協会会長は

佐藤正博村長が申請をして、その申請を受けるのが、村長である佐藤正博村長が受けているということですね。違うんですか。補助金申請については違うんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

申請のほうは観光協会長、佐藤正博でしまして、このまま村長宛てにしますと、双方代理という民法上の規定に抵触するおそれがありますので、こちらについては、発議を行いまして、村長の代理として副村長ということで、副村長に対して補助金交付申請を行っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、ちゃぽランドもそうなんです、今の村の行政は本当におかしいんですね。監査委員の指摘は全部無視されています。

これ、平成24年の村監査委員の指摘、また、最近もそうなんです、こう言っているんですね。西郷村監査委員の決算認定に関する意見の中に、申請書は補助を受ける団体が行うべきだと。これを所管課職員が行っていることは甚だ疑問だと。申請書をつくるのが自体が、恐らく担当課がつくっているんでしょうけれども、それも遺憾だということですね。疑問だと言っているんです。

その上で、また、補助金を決定する立場の執行者と、補助金を決定する立場の村長と、補助金申請者である西郷観光協会の会長、佐藤正博、そして、補助団体の事務を商工観光課が行ってきていることは同列となっており、補助金の監視機能が全く働いていないと言えると、こう言っているんですね。このようになっている補助事業を早急に洗い出して、補助団体には責任と事務負担をあわせ、本来あるべき統制と規律に努めるよう強く求めるということが、いわゆる監査委員の指摘なんですね。

今言われたように双方代理、交付申請する側と交付決定する側が同じ村長であっては、これはやっぱりおかしいと、双方代理だろうと。だから、それを目くらましするために副村長にやっていると、申請をですよ。

ところが、副村長に申請しても、最終的に決定するのは村長じゃないんですか。副村長が決定するんですか、この申請の補助金は。これ、補助金の交付の決定とあるんですが、ここに、村長は補助金などの交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金などを交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとある。これ、村長はとなっているんですね。これ、副村長はではないんですね。

だから、結局、交付規則にしろ、監査委員の指摘にしろ、これ、やっぱりおかしいと思わないですか。ましてや、観光協会の会員の会費が80万円ぐらいですか。全体が1,000万円近い中で、ほとんどが村の補助金で賄っているということなんですね。

実際、双方代理と私は思いますが、こういう運営方法で適正だと思いますか、商工観光課長。そしてまた、監査委員のほうでも、ちょっとそれについてのご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

先ほど来の答弁の中でも、私、ちょっと監査委員のご意見とかいうことで、やっぱり本来分けるべきものであるということでお答えさせていただきました。本当のところ、私もそう思っております。なかなか、それに向けて、事務局を商工観光課から外れるような形で、受けてもらえる団体、例えば商工会とか、そういう村とは別の団体にといい形で、1回お話もさせていただきました。そうすると、当然、事務費関係、当然、事務を行っている人間の経費も余計に、今ある補助金以上にいただかないと、実際には受けられないという形もありました。

それで、村の財政事情もいろいろ考えて、なかなかそのほうも、金額上乘せして出せることはできないというような話もございましたので、今の段階で、引き続き商工観光課のほうでやっているということでございます。

○議長（白岩征治君） 代表監査委員、居川孝男君。

○代表監査委員（居川孝男君） 代表監査委員の居川でございます。

今回、私どもの決算審査意見について、佐藤議員さんから熟読いただいて、ご意見いただいたということで、非常に私どもうれしく思っているところでございます。

補助金、助成金の見直しについてということで、決算審査意見書の事項別意見の第4、補助金というところで述べさせていただいているところでございます。

補助金につきましては、先ほど佐藤議員がおっしゃった西郷村補助金交付等に関する規則という条文がございます。また、私ども監査委員の職務の中に、監査委員は地方公共団体が補助金等の名目で財政援助を行っている団体の執行する事務について、その手続が適正であるか、業務の存続が適正であるかといった点について監査を行うというふうな規定にもなっておりますので、補助金等の団体についてのご意見も付させていただきます。いろいろとご意見をいただいているところでございます。

そんな中で、私どもとしては、先ほど双方代理行為というお話もございましたように、申請者と村側が同一ということについて、そこは民法のほうで、現に適法であるという判例も出ているようでございますので、副村長が代理人ということで申請書を受理するという点については、問題ないのかなというふうに思うところでございますけれども、先ほど佐藤先生から質問があったように、多くの団体が、村職員が通帳とか会計事務を受託しているという部分が非常に多く散見されましたところ、前年度ご指摘しまして、できれば補助を行う部門と受託する各団体・協会が、別に会計と事務局を置いていただくのが適正ではないかという意見を述べさせていただいたところ、早急に改善も見られているところでございまして、今後とも引き続き、予算の執行側と活動する団体を分けて明確な経理をお願いしたいというのが、監査委員の意見書でございます。

ありがとうございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、代表監査委員からご答弁があつて、双方代理には当てはま

らなくて合法だという話だったんですが、ならばなぜ、今担当課長が言われたような、副村長宛てに申請書を出すのかと。これは規則からすると、規則に合っていないよね。交付を受ける方は村長に提出するんですよね。それが副村長に提出するということは、今の居川代表監査委員、適法であるというならば、村長がみずから村長に対して出すべきじゃなかったんですか。規則上まずくないですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

すみません、合法であるという形の明確な答えがちょっとわかってなかったもので、先ほどもちょっと、双方代理に抵触するおそれがあるということで、私たちは認識をしております、副村長を村長の代理人としてという形で発議をさせていただいて、やらせていただいております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） ということは、やっぱりおかしいですよね。

そもそもやっぱり、観光協会の事務局を村職員がやっていて、事業も全部、事務局職員が賄っていると。そして、その観光協会の補助金も、ブランドイメージの補助金も全部、村長みずからが会長をやっている観光協会の、自分でお金の交付決定をしてやっている。そしてまた、交付申請というのは、あくまでも申請は、しようとする者が村長に対して申請しなきゃならないとなっているにもかかわらず、村長ではなくて副村長にしている。これもおかしいことです。

決定は村長なんですよ。そうでしょう、決定は村長。交付決定は村長ですよ、やっているのは。これは5条に入っていますよ。村長は速やかに補助金などの交付を決定するものとするとなっているんですからね。

そうすると、やっていることはすごく曖昧なんですよ。結局、今回の花いっぱい運動もそうなんですが、そういったやつを観光協会がやらないで、本来は村が、それは村の商工観光課の事業としてやれば問題ないですよ。

ところが、それを観光協会、民間の団体にお任せして、そのやつを全部村が丸抱えで、丸投げで、全部村がやっているということ自体、そしてまた、非常に疑問に思うのは、これもおかしいんですけども、例えば担当課長、お聞きしますけれども、観光協会のほうで平成26年度の事業報告があったんですが、この中に、4月26日、JR東日本小さな旅、平成26年5月20日、甲子高原クリーン作戦花いっぱい運動、5月25日、21回赤面山開き、平成26年6月14日、JR東日本小さな旅、平成26年8月6日、甲子高原クロスカントリー大会、平成26年10月25日、うつくしま・みずウォーク源流の郷西郷大会共催事業、平成26年11月1日、JR東日本小さな旅、平成26年6月から3月、西郷村観光プロモーション事業（DVD製作）、平成27年1月中日、新甲子温泉の素、何かわけわからないですが、製作事業、通年としてホームページによる観光PR、通年としてツーリズムガイド養成講座、通年として甲子高原合宿の里誘致運動活動と報告を受けているんですが、この事業計画を練るときには、どなたがこの原案を立案されているんですか。事業計画の立案は誰がや

っているんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

この観光協会の事業に関しましては、当然、事務局であります商工観光課の職員でやっております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） だと思っんですね。ということは、西郷村観光協会というのは体をなしていないんですね、実際に。役員もおります、役員も、名前書いて、会長、佐藤正博、西郷村長、副会長が有賀悌三さんですか、商工会長とか、旅館、大黒屋さんとかいらっしゃいますけれども、ほとんどこの方々の審議じゃなくて、商工観光課が全部全ての事務をやって、予算も全部自分で、会長と村長と話しして、全部予算付けをやっているということで、全くこれはもう、観光協会として、自主性というのはまずないんですね。そして、実際にやっている事業そのものも、村長がいついて、そして事務局もいついて、観光協会の事業じゃないと思っています、実際やっていることは。

そういうことを考えると、監査委員が言っている、いわゆる、これは平成26年度監査報告ですか。これ、居川さんかな、平成26年度の監査。この中ではっきり書いてあるんですよ。村は補助団体の本質と成果をよく見て、継続または統廃合、あるいは利用しやすい補助金などに仕立て直すなど、スクラップ・アンド・ビルドの目的をもって納税者に応えるべきであると。

ということは、なぜかといいますと、結局、今なあなあでやっていらっしゃいますけれども、補助金というのは村民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意して事業を進めなさいと、はっきり書いてあるんですね。

だから、私は、観光協会がやって悪いとかいいじゃないんです。このような形をつくって、全て村長が全部自分が、本来なら観光協会の方、誰かに会長をやって、本格的にやってもらったほうがいいと思うんです。商工会の会長さんとか、商工会のようにな。それが、村長が自分で会長をやって、自分でやって、お手盛りでやりながらやっているから、これはおかしいでしょうと。そしてまた、使っているのが村長のお金じゃなくて、また会員のお金じゃなくて、税金なんですよ、全部。国民の税金でしょう、使ってやっていることが。

それが、観光協会の役員とか、総会の中できちんと役員が話し合っって、事務を進めてやっているんなら別だけれども、全部村の商工観光課職員が、村の税金でいただいているお金で働いてやっているということでしょう。これは本当にスクラップ・アンド・ビルド、最たるものじゃないですかね、私が思うのは。

ただこれ、私がここで言っって、監査委員がもう何年前、平成24年、平成25年、平成26年、平成27年、毎年言っっています。でも、一向にこれは改善されてないし、ならない。これはもう、私はやるとは思っっていないし、諦めています。ただ、私は指摘だけはしておきたいということなんです。

ただ、そういう監査委員の指摘も全部無視してやるような行政が、本当に会長と言えるかどうかということは、甚だ私は疑問だと思います。また、議会の言った、議会で決めた条例なんかも全部無視して、一切、4つの条例も全部執行もしていないし、実施もしていないし、本当に議会軽視、また監査委員の意見書軽視の行政だと断言をしておきます。

それで、最後のほうなんですけど、担当課長にお伺いしますけれども、甲子高原花いっぱい運動、5月20日の分について、これは主催者は西郷村観光協会でやったと。実施要綱をつくったのは、村観光協会ではなくて、商工観光課の職員であるということですね、実際はですね。

そして、その中で、今回、平成27年度の事業実施に当たりまして、平成27年5月20日の花いっぱい運動に参加された団体が、甲子行政区から23名、国立那須甲子少年自然の家から6名、西郷村老人クラブから48名、県南建設事務所から6名、村婦人会から18名、村観光協会から28名となっておりますが、このボランティア団体、参加団体を決め、認定したのは、どなたが認定されましたか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

観光協会が主催となって、甲子高原花いっぱい運動というのを実際の主体となってやり始めたのは平成24年度から……

○13番（佐藤富男君） 平成27年度について聞いていますから。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） 前年度からの引き続きという形で、ご協力いただいた団体に、今年もやりますという形でご案内はさせていただきました。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） だから、結果的に、やっぱり観光協会ではなくて、商工観光課が主体となってやっているんですよね、これ、実際。そして、実際の動きを見ると、これも本当に、朝の6時ごろ村の職員が起きて、苗を配ったり、配達したりということでやっていますよね。だから、本当にこれ、商工観光課の事業になっちゃっているんですよね、実際に。

ところが、この事業そのものも、実際はボランティア団体をお願いしてというのが、いわゆる県南建設事務所とか、内堀知事に花王国の花を10万円ですか、いただくためにも、ボランティア団体の事業として申請していますよね。でも、実際にはボランティア団体じゃなくて、村の商工観光課がやっているという実態だと私は思うんですよね。

そういう中で、結局、今回、村の文化協会の理事会において、私はいわゆる、前会長の所属している理事の方から、何で断ったんだとはっきり言われました。何で協力できないんだと。でも、私自身は、村の文化協会の平成27年度事業計画の中には、花いっぱい運動についての共催とか協力というのは入っていません。平成26年も平成25年も入っていません。それは前会長が、いわゆる社会教育委員とか、何か別な形の団体で入っていたので、そういうのかなと思いますけど、本来であれば、文化協

会の会長としては、やはり正式に村のほうの観光協会の会長のほうから、こういった事業があるから、今年協力してくださいという文書をもって、いただいて、私は会長ですから、理事会にはかって、こういう要請来ていますから、皆さんいかがでしょうかとはかって、文化協会として対応、決定をして、それからやるべきだと私は思うんですね、また周知をしながら。それが全くないんですよ。

ない段階ですから、私はこれ、動きとれないから、だから文書でもって、きちんとやっぱり理事会にはかりたいということもあって、私は観光課長のほうに言いましたよね。言ったですよ、どうしますかと。そうしたら、観光課長が、今年はいいですよと、数は間に合っていますから大丈夫ですと、結構ですとはっきり言われましたよね。これで間違いはないですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

私どものほうとしましても、花いっぱい運動のボランティア、ご協力されている各団体の皆さんに、それぞれ事業計画の中にも、こちらの花いっぱい運動という形の参加のことが入っているものだと思います、例年に引き続きご案内を、今年の場合ですと4月30日付で、前年と同じ参加いただいた団体の長宛てに出しましたが、いろいろ調べたところ、文化協会さんについては年度の事業計画には入っていないということで、いろいろ検討した結果、あと、今回の場合は参加人数の関係もありましたので、あえて1回、4月30日付で出しましたが、取り下げをさせていただきました。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、5月20日に実施するやつを、4月30日に書類が私宛てには来てないですね。会長宛てですか、その文書は。それは私、まだ見ていないんですよ、正直言って。だから、例えば、もしやるのであれば、5月20日を4月30日ではなくて、総会前ですね。前に、やっぱり今年もこういう事業がありますのでご協力お願いしますというのは、担当課のほうに観光協会の会長として要請文を出すのが本当じゃないですか。そして、総会前に理事会を開いて、そこで平成27年度事業計画を文化協会が立てると。そのときに、こういった事業がありますが、いかがでしょうかとはかって、そして、事業計画にのせて協力するというのが筋じゃないんですか。

それを一切やる期間がなくて、4月30日に突然、これで協力しろと言われても、これはちょっと私も、時間的にもいとまもないし、私の一存では、はいというわけにもいかないし、できないですよ。

ところが、私は後々、課長、これ、もしも前年度やっていて今年やらないのは、佐藤会長が断ったからだと言われるのは嫌だから、本当にそれでいいのかと、私は何度も念を押して言いましたよね。言ったけれども、課長が、今年は大丈夫ですから結構ですとはっきり言いましたよね。間違いはないですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） 佐藤議員おっしゃるとおりで、今年は結構ですということで、今回のご案内はなかったこととということできさせていただきました。当然、事業計画に入れていただく、入っているものだと思っておりましたので、今後する場合には、もっと時間的余裕を持ちまして、ご案内はさせていただきたいと思います。その節はよろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） その要請よりも、まずは、やはり監査委員のご指摘のとおり、そういう、例えば商工会有りますよね。その商工会の事務を、じゃ商工観光課でやりますか。できますか。一緒ですよ、やっていることは。やっていること一緒でしょう。商工会の会長も佐藤正博村長にしますか、これから。これはおかしいでしょう、やっぱり。

やはり民間でできることは民間で、そして民間活力、民間の知能、能力、これを持ってもらうためには、村長は観光協会に集中できないんですから。村の行政全般でしょう。観光に対する熱意があって、そのノウハウを持った、また意欲を持った方を会長にすべきですよ、これは。そして、自主独立した立派な観光協会をつくるべきじゃないですか。

それをやらないで、ただ惰性で、私から見れば商工観光課がやるのが、また見たらば、平成26年度見たらば、何も事業やっていないじゃないですか、商工観光課の事業としては。建物、元気運動広場の話ですか、あれはちょっとやったんでしょうけれども、工事請負費あったけれども、その他何もありませんよ、事業は。

だから、やっぱりその辺も含めて、ないから、こういう観光協会の事業をやったという、一つのだしに使っているのかなと思いますよ。これでは、村の観光事業なんて絶対振興もならないし、活力も生まれえないし、ただ村民の貴重な税金を横流しにして、ただわけのわからないところに使っているということじゃないんですか。なっちゃいますよ。500万円の金。ブランドイメージ800万円ですよ。800万円のお金、何に使ったのかということですよ。

駅前今年、大分私、苦情を言われたり、ご批判あったんですけども、足湯ですか。あれもかなりご批判があったです。200万円ももったいないということですね。それで、この中にあったんですけども、あのときに、足湯のところ甲子高原の素という、何か粉末があったんですけども、あれはどういう形で、どうなっているんですかね、あれ。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今回、5月から7月の終わりまで、駅前のまちおこしセンターにおいて、足湯体験という形で置かせていただきました。そこで、観光協会のほうでも、甲子・新甲子温泉の素ということで、要は入浴剤をつくりまして、平日は利用者がそんなにいないということで、平日に限り温泉の素を入れて使いまして、週末、土曜日、日曜日に関しては、甲子から温泉を汲んできて、そこにに入れて、足湯体験をさせていただいたとい

う形になっております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そういう発想が結局、公務員の仕事なんですよ。200万円の金使ってそういう、この中にも何か観光協会ですか、つくったらしいけれども、怒っていましたよ、甲子温泉の方が。経営されている関係者が怒っていました。これが甲子の温泉のお湯だと思われたら大間違いだと。村のイメージダウンになる、そう言っていました。

これは誰がつくっているんですか。甲子温泉のもともとの方々がわからないんですよ、その素自体を。だから、これが私は、はっきり言われましたけれども、それが結局、今の観光事業、観光協会の姿だし、観光行政について、またいろんな村の行政についての実態じゃないですか。

私は今回の甲子の花いっぱい運動で、老人会、婦人会の方々も含めて参加の方々に、佐藤富男が反対したから、文化協会はみんな来ないんだよと吹聴されたんです。それで、お目玉というか、叱られました、老人会の幹部の重鎮の方から。議会で何でも反対、そればかりか、花いっぱい運動まで反対するのかと怒られました。

だから、そういうことをまた吹聴する人がいるんですね、選挙になると。勝てば官軍、負ければ賊軍で、やっぱり時の政権の方々が言うことは村民は信用します。たとえ間違ったことでも、無知であればあるほど。そして、私も本当に、行く先々でそういうことを言われたり、また、そういうことを吹聴している方がいるんですね。村長支持者。本当に行政というのが、何か村の行政が大きく変わってきたなど。

正しい村の明るい村づくり、笑顔になる村政と違って、本当に暗い、そういう言葉、発言も封じ込める。ましてや、先ほどはじめに言ったとおり、この一般質問でさえも、そういう議論外だとか、132条のわけのわからない条項で該当したからとかと、そういうことでの封じ込めがあって、本当にこれ、笑顔になる村づくりなんかできないですよ。

私はそういうことで、今回の一般質問で花いっぱい運動をやった理由としては、そういう間違った風評被害、大きくこうむっていますから、そのことを解明したいということで、私は今回、その実態を議会の場で明らかにしたかったわけです。

これからATカーニーの問題も含め、全て村民プール、毎定例会ごとに、その真実というものを1回議論していきたいなと思います。

また、今日、代表監査委員の方も、本当にお忙しい中来ていただいて、感謝申し上げますけれども、本当に私は、観光協会の鬼じゃなくて、よりそういう、村民の血税である500万円、ブランドイメージの国の国民の税金、そういったものも全て、やっぱり最少の経費で最大の効果を上げるという基本理念にのっとった、そういう運営、補助金制度、補助金に対する責任、これもやっぱりやっていただきたいと。そして、間違った報道がされないことも含めて、私はこの一般質問を行ったわけです。

最後にお聞きしますけれども、監査委員が指摘しています。何か平成26年度には26万円ほど、いわゆる観光協会のお金が残りました。これについては、監査委員は、

村のほうに返せというふうなことを言っていますが、どうしますか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

平成26年度の決算につきましては、当然、剰余金が出ています。ただし、観光協会の会費も取っている中での、そこを含めた形での剰余金という形で、実際の事業に充てた費用、補助金いただいた分は、実際の補助の事業のほうに充てているということで、今回の場合は返還をしませんでした。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 代表監査委員にもさっきお聞きしていただきたかったんですが、いわゆる今、村の文化協会にしても体協にしても、全ての補助団体については、全て残ったものは村に返せという指導なんです。だから、たとえ100円でも200円でも返しなさいということなんです。会費を集めていてもですよ。会費を集めている団体にしても、返せとなっているんですよ。例えば村総合美術展、これも実行委員会も補助金をもらってやっていますが、これも残ったものは返せと言われていています。文化協会もそうです。

そのお金に対して、補助金なのか、会費なのか、原資なのか。色はついていませんから、残ったものについてわからないですよ。補助金が残ったのか、原資が残ったのかと、わからないわけです。トータル的に残るわけですから。これは本当に大きな問題なんですよ、この問題は。

今言われたように、例えばそういう、全体の中で残った剰余金の中で、例えば1割も2割も残ったという場合には、それは返すこともある程度必要かなと思いますけれども、例えば40万円の資金の中で、わずか1万円とか6,000円、5,000円のお金も返しなさいというご指導なんです、今、監査委員のほうから。

これらについて、だから考えると、観光協会も26万円のお金が残れば、当然村に返還すべきだと思うんですけども、これについて、監査委員、どうですか。かなり極端な話、厳しいあれかもしれませんけれども、今後の補助団体の方向性、考え方についても含めて確認しておきたいと思うので、もし何かご意見あれば、お願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 代表監査委員、居川孝男君。

○代表監査委員（居川孝男君） 代表監査委員が余った補助金を返せというふうに、何か通達になっているようなお話でございますけれども、私といたしましては、村の補助金規則第6条の1項の（4）において、補助事業等を完了し、当該補助事業者に相当の収益が生ずると認める場合においてはお返しくださいという規定が、ちゃんと条文がございますので、そうした場合に、各団体の補助団体の決算書を拝見させていただいておりますと、残ったお金を周年の基金勘定とかというふうに運用している団体の中には散見されました。そうすると、基金というのは、本来法律で、財産の運用で、何十周年基金にするという積み立てのルールのもとに規約をつくっていただいて、基金規則をつくっていただいてという形が、正しいものと思っているわけですが、

そういう規定がなくて、余ったから何十周年基金にしようとかというのは、これはちょっと、相当の収益が残った場合の運用方法として、いかがなものかというふうな判断で、返還が正しいのではないのでしょうかという意見を付させていただいたところでございます。

ですので、仮に1万円とか2万円が残った場合、全部返すというのは、相当の収益が生じて残ったというものに該当するかどうかは、各団体の当然、各団体には監査の人もいらっしゃると思いますので、各団体の諸規定にのっとって対処していただければよろしいのではないかと思います。

私は何も、1円、100円返せというふうなことを言ったつもりではないんですけれども、そこがちょっと一部、私のほうの指摘事項が各担当課長において、若干誤解された部分があれば、私ども監査委員として反省するところでございますので、ひとつ、100円、1,000円というものを返せまでは言っていませんので、各団体の事業の目的と趣旨に照らし合わせて運用していただけることを切に望んでいるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、代表監査委員からわかりやすく、また一般常識的な、本当にお話、回答をいただきまして安心しました。

何か居川監査委員にかわってから厳しくなってきた、何かひどすぎるなんていうことで非常に心配していたんですが、まさに各団体の監査委員が、やっぱり補助金交付規定、規則にのっとりながら、また担当課長もそれを見ながら、やはり適切な方法でやっていけるようになればいいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は休会とし、明後日9月30日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時41分）

